

新潟市動物愛護協会に対する猫の不妊去勢手術費助成事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に生息する飼い主のいない猫に対し不妊去勢手術を行うことを推奨し、不必要な繁殖による猫の増加を抑え、地域の快適な生活環境の保全及び猫の適切な飼い方と動物の愛護及び管理についての意識の高揚を図るため、新潟市動物愛護協会に対して、猫の不妊去勢手術費助成事業に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とする。

(補助対象経費)

第3条 前条に掲げる補助金の対象となる経費は、新潟市動物愛護協会の猫の不妊去勢手術費助成事業に要する費用のうち、飼い主のいない猫の不妊去勢手術に対して助成した経費とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第4条 補助金の交付の申請は、別記様式第1号に市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、補助金の交付及び額の確定をしたときは、別記様式第2号により速やかに通知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日をもって失効する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 所在地

氏 名

補助金交付申請書兼実績報告書

新潟市動物愛護協会に対する猫の不妊去勢手術費助成事業支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助金申請額 金 円

2 実績報告

猫の不妊去勢手術費助成事業

(1)事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

(2)事業の実施頭数 頭

(3)事業費 計 円

うち補助金の対象となる経費 円

3 振込先

銀行		支店	
口座の種類	普通・当座・その他（ ）		
フリガナ		口座番号	
口座名義			

別記様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

新潟市長 印
(担当)

補助金交付決定及び額の確定通知書

新潟市動物愛護協会に対する猫の不妊去勢手術費助成事業支援補助金の交付を決定し、次のとおり額の確定をしたので通知します。

- 1 交付申請日 年 月 日
- 2 交付決定及び確定額 金 円

3 振込先

銀行	支店
口座の種類	普通・当座・その他（ ）
フリガナ	口座番号
口座名義	